

(送付先 住所 氏名)

Empty box for recipient information.

平成 年 月 日

受理・交付決定番号

Empty box for receipt number.

一般社団法人 燃料電池普及促進協会 印
代表理事名

平成29年度燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金
(業務・産業用燃料電池システム導入支援事業)
補助金申込受理・交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって申請頂きました補助金申込・交付申請書は、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(業務・産業用燃料電池システム導入支援事業)交付規程(17産040301号)第8条第2項の規定に基づき、以下のとおり受理・交付決定しましたので通知します。

記

項目		交付決定内容
主たる補助事業者 (設備の所有者)	住所	
	氏名	
その他の 補助事業者1	住所	
	氏名	
その他の 補助事業者2	住所	
	氏名	
手続代行者	住所	
	氏名	
補助事業開始予定日		平成 年 月 日
補助事業終了予定日		平成 年 月 日
補助金交付決定額		円

(注1) 本通知は、補助金交付を受ける資格が与えられたことを意味するもので、正式な補助金交付は「補助金の額の確定通知書」によって確定されます。

(注2) 本用紙を大切に保管してください。(6年間)

補助事業者は、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(業務・産業用燃料電池システム導入支援事業)交付規程に基づき以下の項目の適用を受けますのでご留意ください。

- (1) 補助事業者は、法令、燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金(業務・産業用燃料電池システム導入支援事業)交付規程(以下、「交付規程」という。)、協会が別に定める応募要領又はそれらに基づく協会の指示等に従い、補助対象システムの導入設置を行うこと。
- (2) 補助事業者は、交付規程第12条第1項、第13条、第14条第1項に該当するときには、協会の承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、協会が交付規程第22条の規定による補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (4) 補助事業者は、協会が交付規程第21条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され得ることに留意すること。
- (5) 補助事業者は、協会が交付規程第21条第3項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、協会が指定する期日までに返還するとともに、第21条第4項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第5項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付規程第23条の規定により取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は、滅失したときは、その旨を協会に届け出ること。
- (7) 補助事業者は、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し(補助事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。)、廃棄し又は、担保に供しようとする等)しようとするときは、交付規程第24条第1項の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けること。
- (8) 補助事業者は、交付規程第24条第1項の規定に基づく承認を受けた後、交付規程第24条第3項の規定による、取得財産等の処分をした場合において、協会の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。
- (9) 補助事業者は、交付規程第25条の規定に基づき、原則補助事業の経理についての帳簿を備え、補助事業以外の経理と区分した上、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する協会の会計年度が終了した後6年間保存しておくこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業終了後、応募要領で指定される書類並びに必要なに応じて協会が指示した書類により、補助事業の効果および定格運転時の総合効率等を報告すること。
- (11) 補助事業者は、交付規程第9条(8)に定める報告において、応募要領に定める実施計画書にて申請した補助事業の効果を満たせなかった場合、および定格運転の総合効率が交付規程第4条第2項(3)に定める規定を満たせなかった場合、協会の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。